福岡県家畜衛生だより

2020. 9

№119

発行者　公益社団法人福岡県畜産協会

電話 092-641-8714　FAX 092-642-1276

家畜保健衛生所による腐蛆病検査　（令和２年５月、久留米市）

目　　次

○ 家畜伝染病予防法の一部改正の概要及び家畜の伝染性疾病の名称変更について・・・・・・P1
○ 飼養衛生管理基準の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
○ 特定家畜伝染病防疫指針（特に CSF・ASF）の変更について・・・・・・・・・・・・・P5
○ 動物検疫所における水際対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
○ 家畜のコロナウイルス感染症について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
○ 豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・P8
○ ミツバチヘギイタダニ対策の新薬が発売されました・・・・・・・・・・・・・・・・・P9
○ 家畜保健衛生所職員紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
○ ～産業動物獣医師のニューフェイス～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12
○ 精液や受精卵の流通管理の徹底について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14
○ 令和２年度（公社）福岡県畜産協会衛生指導部の事業計画・・・・・・・・・・・・・P16

家畜伝染病予防法の一部改正の概要及び家畜の伝染性疾病の名称変更について

福岡県農林水産部畜産課衛生係

家畜伝染病予防法は、家畜の伝染性疾病の発生の予防とまん延の防止により畜産の振興を図ることを目的とする法律です。

国内での豚熱（ＣＳＦ）の発生やアジア地域におけるアフリカ豚熱（ＡＳＦ）の発生拡大を受け、我が国の家畜防疫をより的確に実施する観点から、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が令和２年４月３日に公布されました。また、家畜伝染病予防法の改正に併せて、家畜伝染病予防法施行令、家畜伝染病予防法施行規則についても、それぞれ改正されました。

今回の改正の概要については、以下のとおりです。

１　家畜伝染性疾病の名称変更

令和２年２月に名称が変更された豚熱とアフリカ豚熱に続き、今回の改正で「牛白血病」が「牛伝染性リンパ腫」になるなど、その他の疾病の名称も変更されました。詳しくは次ページの表をご参照ください。

２　家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化

家畜の所有者は、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得や家畜の飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努めなければならないとされました。

３　飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

① 衛生管理区域に入る者にのみ又は汚染された畜舎・倉庫等から出る者にのみ課せられている消毒義務を、当該施設どちらも出入りする者に課されるようになりました。

② 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理に係る責任者を選任する制度が創設されました。

③ 飼養衛生管理の指導等に係る指針（国が策定）・計画（都道府県が策定）の制度が創設されました。

④ まん延防止措置として、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令できるよう措置されました。

⑤ 都道府県知事は、飼養衛生管理基準の遵守に係る命令違反者を公表できるよう措置するとともに、国は、都道府県における飼養衛生管理の状況等について、積極的に公表できるよう措置されました。

⑥ 飼養衛生管理に関する罰則が強化されました。

４　野生動物における悪性伝染性疾病のまん延防止措置の法への位置付け

野生動物における悪性伝染性疾病の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等が法に位置付けられました。

５　家畜防疫官の権限等の強化

出入国者の携帯品中の畜産物（肉・肉製品）の有無を質問・検査できるようになるなど、輸出入検査を行う家畜防疫官の権限等が強化されました。

家畜の伝染病から大切な家畜・家きんを守るために、今回の法改正にご理解いただくとともに、飼養衛生管理基準の遵守を引き続きお願いします。

○家畜伝染病の名称変更（家畜伝染病予防法で規定）

（改正前）	（改正後）
水胞性口炎	水疱性口内炎
ブルセラ病	ブルセラ症
結核病	結核
ピロプラズマ病	ピロプラズマ症
アナプラズマ病	アナプラズマ症
豚水胞病	豚水疱病
ニユーカツスル病	ニューカッスル病
家きんサルモネラ感染症	家きんサルモネラ症

○届出伝染病の名称変更（家畜伝染病予防法施行規則で規定）

（改正前）	（改正後）
牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛ウイルス性下痢
牛白血病	牛伝染性リンパ腫
牛丘疹性口炎	牛丘疹性口内炎
トリパノソーマ病	トリパノソーマ症
トリコモナス病	トリコモナス症
馬モルビリウイルス肺炎	ヘンドラウイルス感染症
トキソプラズマ病	トキソプラズマ症
山羊関節炎・脳脊髄炎	山羊関節炎・脳炎
豚エンテロウイルス性脳脊髄炎	豚テシオウイルス性脳脊髄炎
伝染性気管支炎	鶏伝染性気管支炎
伝染性喉頭気管炎	鶏伝染性喉頭気管炎
鶏結核病	鳥結核
鶏マイコプラズマ病	鳥マイコプラズマ症
ロイコチトゾーン病	ロイコチトゾーン症
あひる肝炎	あひるウイルス性肝炎
兎ウイルス性出血病	兎出血病
バロア病	バロア症
ノゼマ病	ノゼマ症

飼養衛生管理基準の改正について

福岡県筑後家畜保健衛生所

～はじめに～

福岡県の畜産農家の皆様におかれましては、日頃より家畜衛生管理に御尽力いただきありがとうございます。

一昨年、我が国での豚熱の発生及びアジア地域におけるアフリカ豚熱の発生拡大を受け、野生動物からの感染防止、農場の飼養衛生管理を更に徹底するとともに、畜産物の輸出入検疫の強化による海外伝染病の侵入防止対策などを目的として、令和２年７月１日に家畜伝染病予防法が改正されました。

それに伴い、豚・いのしし（以下、豚）をはじめ、牛・水牛・鹿・めん羊・山羊（以下、牛）、鶏その他家きん（以下、鶏）、馬の飼養衛生管理基準（以下、基準）が改正されました。

新しい基準では、取り組み内容が以下Ⅰ～Ⅳの目的

Ⅰ　家畜防疫に関する基本的事項

Ⅱ　衛生管理区域への病原体の侵入防止

Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

に体系化され、さらに、感染リスクとなり得る要因（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）ごとに防除対象を分類することで、各項目の意義が明確化されています。

本稿では、主な変更点や新たに追加された項目について御紹介します。

なお、豚の基準は７月１日から、その他の畜種については１０月１日から適用されます。

※一部取り組みについては猶予期間があり、経過後の適用時期を記載しています。

～新しい基準について～

〔Ⅰ　家畜防疫に関する基本的事項〕

（１）衛生管理区域ごとに衛生管理の責任者として「飼養衛生管理者」を選任（豚、牛、鶏、馬）

（２）飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底（豚、牛、鶏、馬）
※豚:Ｒ３．４月、その他:Ｒ４．２月

（３）放牧の停止又は制限（放牧養豚農家に限る）があった場合に備え、家畜を収容飼育可能な畜舎の確保又は早期出荷や移動のための準備（豚、牛）
※豚:Ｒ３．４月、牛:Ｒ３．１０月

（４）愛玩動物の衛生管理区域内飼育禁止（豚、牛、鶏）

〔Ⅱ　衛生管理区域への病原体の侵入防止〕

（５）食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合の適正な処理（飼料安全法に基づく）（豚）

（６）防護柵の設置等による衛生管理区域内への野生いのしし侵入防止対策（豚）

※放牧飼育の場合は２重柵が必要
※Ｒ２．１１月

〔Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止〕

（７）野鳥等の野生動物侵入防止のための防鳥ネットの畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への設置　（豚、鶏）
※豚：Ｒ２．１１月、鶏：Ｒ３．１０月

（８）ねずみ及び害虫の駆除（豚、牛、鶏）粘着シートや殺そ剤の設置等による対策の実施

（９）衛生管理区域内で野生動物が隠れられる場所をなくすため、不要な資材の処分、除草、資機材等の整理整頓及び消毒（豚、牛、鶏、馬）

〔Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止〕

（１０）衛生管理区域から退出する者の手指、車両、搬出物品の消毒
（豚、牛、鶏、馬）
※これまでは衛生管理区域に入る者のみに消毒義務が課せられていました

～おわりに～

家畜伝染病の発生は発生農家のみならず、周辺農家や関連事業者等多くの関係者に大きな影響を与えます。

そうならないためにも畜産農家の皆様におかれましては、今回改正された基準を遵守していただく必要があります。

しかし、衛生管理マニュアルの整備や防鳥ネットの設置など、畜産農家の皆様にはハードルが高く、遵守までに時間がかかると考えられることから、本改正は段階的に適用されます。

私たち家畜保健衛生所職員もそういった点も十分理解しながら、農場関係者の皆様と一丸となって一つ一つの問題を解決できるよう丁寧に取り組んで参りますので、御理解と御協力よろしくお願いいたします。

なお、畜種ごとの新しい基準の詳細につきましては、以下農林水産省のホームページを御覧ください。

農水HP＞消費・安全＞家畜の病気を防ぐために（家畜衛生及び家畜の感染症について）＞飼養衛生管理基準について＞1．飼養衛生管理基準

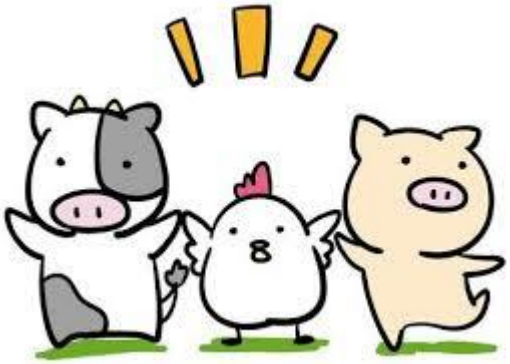

特定家畜伝染病防疫指針（特にＣＳＦ・ＡＳＦ）の変更について

福岡県中央家畜保健衛生所

現在、家畜伝染病予防法では、病原体によって家畜から家畜に感染するものを家畜の伝染性疾病といい、発生した場合に経済的損失が大きいものや伝播力の強いもの及び予防や治療法がない疾病について、農林水産大臣が必要となる措置を実施するための特定家畜伝染病防疫指針（以下「 防疫指針」）を作成しています。

「防疫指針」については、家畜伝染病予防法に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも３年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされています。

我が国における豚熱の発生やアジア地域におけるアフリカ豚熱の断続的な発生を踏まえ、家畜伝染病予防法が改正され、「野生動物で悪性伝染性疾病の感染が確認された場合、発見された場所等の消毒、通行制限、周辺農場等に対する移動制限」などが新たに追加されました。

これらのことを具体的に運用するため「防疫指針」を変更、令和２年７月に公表されました。

＝ 変更された「防疫指針」の疾病 ＝

（１）牛疫
（２）牛肺疫
（３）口蹄疫
（４）豚熱　（ＣＳＦ）
（５）アフリカ豚熱　（ＡＳＦ）
（６）高病原性鳥インフルエンザおよび
　　低病原性鳥インフルエンザ

ＣＳＦ・ＡＳＦの「防疫指針」では、飼養豚で発生した場合と野生いのししで陽性が確認された場合の対応を中心に変更されました。

ＡＳＦでは、飼養豚や野生いのししで感染が確認された場合、今まで口蹄疫のみに限定されていた予防的殺処分※を実施できることとしました。

さらに、ＣＳＦ及びＡＳＦでは、野生いのししで感染が確認された場合、通行制限・遮断や移動制限区域の設定、消毒ポイントの設置などの防疫対応を行うこととしました。

※予防的殺処分

家畜伝染病のまん延防止措置の一つとして、患畜及び疑似患畜のと殺など通常の措置ではまん延の防止が困難であるとき、患畜等以外の家畜（健康な家畜）であっても、一定の地域に限って、やむを得ず予防的に殺処分すること。

詳細については、家畜保健衛生所におたずねください。農林水産省のホームページでも見られます。

＞ 消費・安全 ＞ 家畜の病気を防ぐために
＞ 特定家畜伝染病防疫指針について
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_"yobo/k_bousi/index.html

動物検疫所における水際対策について

農林水産省動物検疫所門司支所

家畜伝染病予防法は、家畜の伝染性疾病の発生の予防とまん延の防止により畜産の振興を図ることを目的としています。その中に家畜の伝染性疾病の国内外への伝播を防止するための輸出入検疫が定められています。

一昨年以降、アジア地域において ASF（アフリカ豚熱）の発生が急速に拡大し、我が国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物の輸出入検疫を強化し、ASF を含む悪性伝染性疾病の侵入防止を徹底する必要があり、こうした事態に迅速かつ的確に対処するため、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案が第 201 回国会に提出され､令和２年３月 27 日に成立、４月３日に公布、７月１日に施行されました。

動物検疫に関して改善・強化が図られた点は、以下のとおりです。

１　家畜防疫官の権限の強化

①家畜防疫官は、入国者及び出国者の携帯品中の指定検疫物等の有無について質問・検査を行うことができる。

②家畜防疫官は、輸出入検疫の結果、輸出入検疫に係る規定に違反していた場合、当該物品を廃棄することができる。

③家畜防疫官が行う要消毒物品の有無についての質問・検査及び要消毒物品の消毒を行うことができる。

④動物検疫所長は、輸出入検疫等の事務を円滑に行うため、船舶又は航空機の所有者等に対し、必要な協力を求めることができる。

２　罰則の強化

輸出入検疫に係る違反に係る罰金を「100 万円以下」から「300 百万円以下」に引き上げる（法人の場合は 5,000 万円以下。）。

また、海外から旅客が持ってきた畜産物の違法な持込みには、法律の改正以前から厳正に対処しており、手荷物の中に、輸入申告のないお肉やソーセージなどの畜産物が確認された場合、罰則の対象になり得ることから、輸入検査の手続の中で時間を要しますがパスポートや搭乗券の情報を記録し、悪質な事例については警察に相談や通報をしています。

この家畜防疫官の権限の強化により、旅客者への積極的な対応が可能となることに加え、関係各社との更なる協力強化を実施可能となりました。

さらに、罰則の強化により、違法な畜産物の持込みに対して大きな抑止力となることが期待されます。

その他、検疫探知犬を大幅に増頭して本年度末までに全国で 140 頭を配備し、旅行者及び国際郵便物の輸入検査に対応することとしています。また、事前対応型の周知活動として、機内アナウンス、出国時チェックインカウンターでの広報、外国人技能研修生・留学生の受入れ団体への周知活動の強化により、畜産物の違法持込みを抑制する取組を行っています。

現在は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により空海港とも国際線は運休し、海外からの旅行者は激減していますが、今後は改善が見込まれることから、それに向けて水際検疫の強化も着実に進めてまいります。

これからも動物検疫に御理解、御協力をよろしくお願いします。

動検マスコット クンくん[新しい生活様式]

家畜のコロナウイルス感染症について

福岡県北部家畜保健衛生所

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、2019 年末に中国の武漢で初めて報告され、原因は SARS-CoV-2(重症性呼吸器症候群コロナウイルス 2)とされています。コロナウイルスには様々な種類があり、家畜では豚や鳥、牛などに病気を引き起こすことが知られています。今回はコロナウイルスについてと、現在までに知られている家畜の主なコロナウイルス感染症についてご紹介します。

【コロナウイルスの特徴】

コロナウイルス粒子表面にはエンベロープと呼ばれる膜があり、突起が太陽のコロナに似ていることからその名が付けられました。

このエンベロープはアルコールなどの有機溶媒や家庭用石鹸に弱いため、一般の消毒薬は有効とされています。

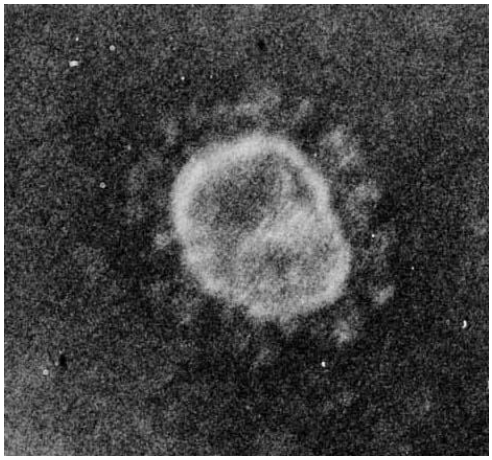

豚の下痢便中にみられたコロナウイルス

(動物衛生研究部門原図)

【豚のコロナウイルス感染症】

・豚流行生下痢（P E D)：届出

・豚伝染性胃腸炎（T G E)：届出

嘔吐と水様性下痢が主症状の急性伝染病です。すべての日齢に感染しますが、特に若齢豚で症状が重くなりやすく、哺乳豚の死亡率は時に 100%に達します。

・豚呼吸器コロナ （PRCoV)

感染した豚に軽度の発熱や咳が認められることもありますが、ほとんどは不顕性で症状を示さないとされています。

【鶏のコロナウイルス感染症】

・鶏伝染性気管支炎（A I B)：届出

症状は呼吸器症状、産卵率低下などの産卵障害、腎炎、下痢などです。感染しても軽い症状を示すか、不顕性感染が多いとされていますが、合併症による発育障害や、幼雛期の感染で多数の無産卵鶏が出るなど経済的な被害が大きい病気です。

【牛のコロナウイルス感染症】

コロナウイルスによる子牛の下痢は日本でも全国的に発生がみられます。多くの成牛は抗体をもっていますが、冬の成牛の下痢の原因でもあり、産乳量が激減するため経済的被害が大きい病気です。呼吸器にも感染し、時に軽い呼吸器症状が子牛に認められますが、不顕性感染が多いとされています。

上記の感染症がヒトから分離された報告はありません。新型コロナウイルス感染症に限らず、動物由来感染症の予防のため、普段から動物に接触する前後で、手洗いや手指用アルコールでの消毒等を行うようにしてください。なお、予防対策として家畜用のワクチンは以前から開発され使用されています。

豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）の発生状況

福岡県両筑家畜保健衛生所

《　豚熱（CSF）　》

2018 年 9 月岐阜県で国内では 26 年ぶりに発生した CSF は次々と拡大し、2020 年に入り、海を隔てた沖縄県の養豚場まで拡大しました。

2020 年 3 月 12 日の 58 例目（沖縄県うるま市）の確認を最後に、その後の発生はありませんが、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県及び沖縄県の計 8 県において、初発から 97 農場 4 と畜場で確認され、防疫措置として約 16.6 万頭が殺処分されています。

また、野生イノシシの CSF 陽性は、飼養豚で確認された 8 県から沖縄県を外した 7 県に加え、富山県、石川県、滋賀県、群馬県、静岡県、新潟県、京都府、神奈川県、茨城県及び東京都を加えた計 17 都府県で確認されています（2020 年 7 月 2 日時点）。

野生イノシシ対策として経口ワクチンの散布が 2019 年 3 月以降開始され、2020 年 4 月以降は計 18 都府県で約 30 万個のワクチン散布が予定されています。一方、2019 年 10 月の家畜防疫指針の改正に伴い、大臣指定地域内では飼養豚への予防的ワクチンが可能となり、8 月末までに 1 都 2 府 22 県が、プログラムに基づくワクチン接種を実施しています。

一連の CSF のウイルスは大陸から持ち込まれたもと考えられています。初発から僅か 1 年半のうちにこのように甚大な被害をもたらすとは誰が想像できたでしょうか。病原体の侵入を防ぐため、日頃からの飼養衛生管理基準の遵守が重要です。

《　アフリカ豚熱（ASF）　》

2018 年 8 月に中国でアジア初の ASF が確認されてから、瞬く間にアジアの広範囲に拡大し、2020 年に入ってからは、中国、インド、フィリピン、ミャンマー、ベトナムの飼養豚で発生しています。

隣国韓国では 2019 年 10 月の 14 事例以降飼養豚の発生は確認されていませんが、野生イノシシの発生は 2020 年 8 月末時点で北朝鮮との軍事境界線の 2 道で計 700 件を超え、今なお拡大している状況です。

また、欧州・ロシア等でも多くの国々で豚及び野生イノシシの ASF が継続発生しています。

我が国へのウイルスの侵入やまん延防止するため、福岡県も防疫強化策を講じています。発生予防のために飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

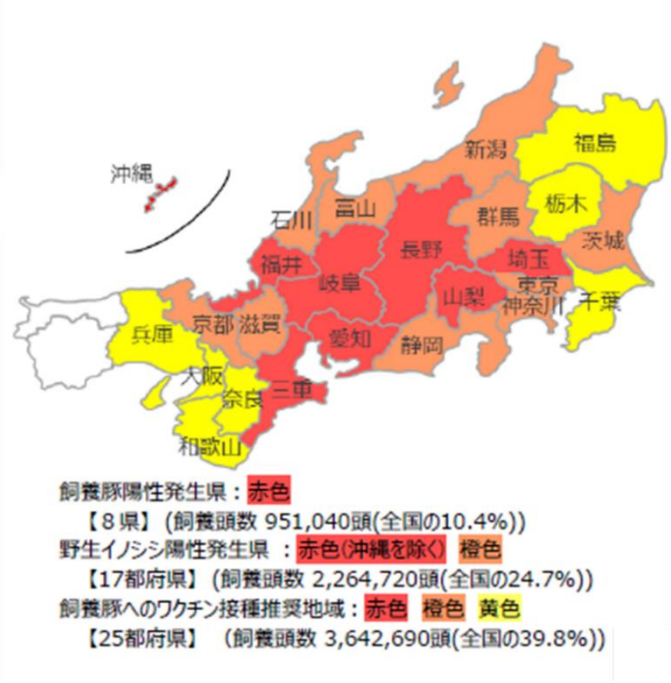

←(農林水産省 HP より)

ミツバチヘギイタダニ対策の新薬が発売されました

福岡県両筑家畜保健衛生所

新薬「チモバール」

今回のテーマはミツバチヘギイタダニ（以下ダニ）対策の新薬「チモバール」についてです。国内では 3 つ目のミツバチヘギイタダニ用の動物用医薬品として、令和元年８月に承認され、令和 2 年 7 月から販売が開始されました。形状はウエハース状をしており、巣板の上に置いて使用します。置いておいたチモバールから有効成分であるチモールが蒸散し、巣の中に拡散することで効果を発揮します。適温は 15～30℃で、外気温が 1 日を通してその範囲に収まる期間に投与することが推奨されています。

従来の薬品

これまで国内で動物用医薬品として承認されている殺ダニ剤は「アピスタン」と「アピバール」の 2 種類で、どちらも巣板の間に懸垂して設置し、成蜂が接触することで巣内に有効成分が拡散します。

２剤には以下のような特徴があります。

アピスタン

・有効成分：フルバリネート

・脂溶性、即効性

・ミツロウへの残留が強く、巣板更新必要

アピバール

・有効成分：アミトラズ

・水溶性、遅効性

・ミツロウへ残留しにくい

↑巣から追い出されるミツバチヘギイタダニ（♀）

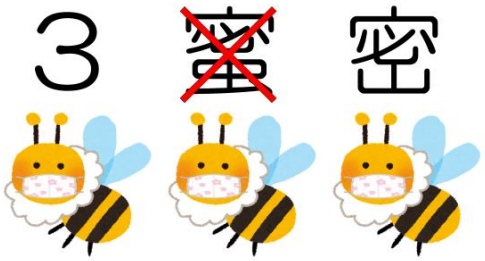

漢字の間違いにご注意を！

殺ダニ剤を使う上での注意点

薬剤を乱用すると薬剤耐性ダニの出現や蜜へ残留するリスクが増加してしまいます。それを防ぐためにも、以下の点にご留意下さい。

□説明書をよく読み、用法・用量を厳守する

□採蜜・ローヤルゼリー採取期間は使用しない

□1 剤を連続使用せず、交代しながら使用する

□2 剤以上の同時使用は厳禁

（蜜蜂に対して毒性が発現するリスク↑↑）

□使用期間を短縮・延長しない

□使用済み薬剤の放置・再使用はしない

（用法･用量外の使用は耐性発現リスク↑↑）

薬剤に関するお願い

植物用のダニ剤などの、動物用医薬品として承認されていない農薬を蜜蜂へ使用するのは違法行為になってしまいます。成分が同じものでも、用量が定められていない未承認薬の使用は、耐性ダニの出現や蜂蜜中へ農薬が残留するリスクが高まります。新しく発売されたチモバールなどの、動物用医薬品として承認された薬を、決められた用法･用量で使用し、蜜蜂をダニから安全に守ってあげましょう！

家畜保健衛生所職員紹介

中央家畜保健衛生所

所長

永末　誠二

副所長

嶋田　公洋

管理衛生課

技術主査　深水　大　　課長　小森敏宏
事務主査　井上亜希世　主任技師　浅原友里子　主任技師　井坂紗英

防疫課

技術主査　小河大輔　　課長　横山敦史
技術主査　田口博子　技術主査浅田研一　技師　北山渉

病性鑑定課

参事（課長）福島　瑞代　　主任技師　近藤浩之
主任技師　因泥優樹　　技術主査　野見山享
主任技師　濱田恭平　　技術主査　黛征志郎　　主任技師　佐藤俊介

北部家畜保健衛生所

所　長

八尋　計

管理衛生課

課長　安増邦理　副長　柴田規光　　技術主査　内布幸典
技術主査　大津尚子　　主任技師　中野紗央里　　事務主査　湯屋智美

防疫課

課長　長野正弘　　主任技師　袈裟丸昇太
技術主査　上尾浩　技術主査　甲斐田美菜　主任技師　鈴木萌美

検査課

課長　後藤敬一
技術主査　川島幸子　　技師　曽賀晃　技術主査　白川ひとみ

両筑家畜保健衛生所

所 長

金子　和典

管理衛生課

運転士　中村道夫　技術主査　山本訓敬　　課長　緒方雅彦
事務主査　金沢唯子　　技術主査　松尾浩子

防疫課

課長　笠正二郎　　技師　畠中大地　　技術主査　永野英樹
主任技師　勝毛智子　主任技師　古瀬美緒子

検査課

課長　横山博子
技術主査　夏秋須美子　　技術主査　寺迫美知子

筑後家畜保健衛生所

所 長

龍王　浩昭

管理衛生課

事務主査　山下豊敏　　技術主査　日名子健司
課長　尾川寅太　　技術主査　廣松理希

防疫課

主任技師　佐伯厚記　　課長　増岡和晃　　技術主査　江﨑健二郎

検査課

課長　黒田成孝
技師　服部美紀　　主任技師　永野由佳

～　産業動物獣医師のニューフェイス　～

① 出身地　② 出身大学　③ 現在の職場　④ 趣味等　⑤ 仕事内容　⑥ 一言

永野（ながの）　由佳（ゆか）先生

①　宮崎県　　②　日本大学
③　筑後家畜保健衛生所
④　動物園水族館巡り
⑤　検査課生化学担当として、血液検査等を行っています。
⑥　これまで動物園で働いてきました。いろいろ戸惑うこともありますが、優しい先輩方と筑後庁舎の昭和的アットホームな雰囲気に助けられています。早く慣れてお役に立てるようになりたいと思っております。何卒よろしくお願い致します。

鈴木（すずき）　萌美（もえみ）先生

①　茨城県　　②　帯広畜産大学
③　北部家畜保健衛生所
④　好きな物は美味しい食べ物とボトルアクアリウム（エビとメダカに夢中）です。
⑤　防疫課で鶏担当をしています。
⑥　他県職員として働いていましたが、福岡県の方々の優しさと美味しい食べ物に惹かれてやって来ました。福岡の畜産振興のお役に立てよう頑張りたいと思いますのでよろしくお願いします。

北山（きたやま）　渉（わたる）先生

①　宮崎県　②　麻布大学　③　中央家畜保健衛生所
④　趣味はペットの世話です。現在は蛇１匹、トカゲ１匹、ヤモリ３匹、犬１匹を飼っています。余裕が出れば、鳥類、魚類、両生類も飼育したいと考えております。
⑤　防疫課で鶏を担当しています。頼れる先生方や優しい農家さんに教えていただきながら業務に励んでおります。
⑥　福岡県に来て、半年程しか経っていませんが、すでに福岡県の虜になっております。県職員として県民のためになる仕事を行って福岡県の畜産業の発展に少しでも貢献していけたらと思います。よろしくお願いいたします。

曽賀（そが）　晃（あきら）先生

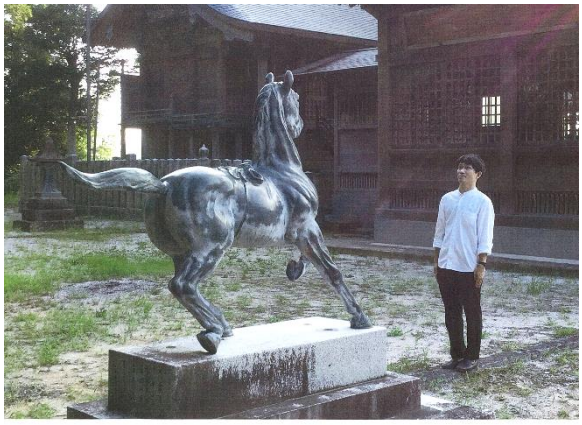

①　兵庫県　　②　帯広畜産大学
③　北部家畜保健衛生所
④　旅行、神社巡り、野良猫観察
⑤　検査課でウイルス・寄生虫検査等を担当。
⑥　コロナ渦もあり依然福岡県初心者ですが、
終息次第、県内各所へ足をのばしたいと考えています。
どうぞよろしくお願い致します。

原岡（はらおか）　諒（りょう）先生

①　福岡県　　②　北里大学
③　ふくおか県酪農業協同組合　福岡乳牛診療人工授精所
④　バドミントン　　⑤　家畜の診療業務
⑥　3月まで宮城県にて牛の診療に携わっておりました。
まだまだ未熟ですが、福岡県の畜産に貢献していきたいと
思っていますので、よろしくお願い致します。

志岐（しき）　歩美（あゆみ）先生

①　福岡県　　②　宮崎大学
③　福岡県農業共済組合八女家畜診療所
④　旅行、パン屋めぐり　　⑤　家畜診療・授精
⑥　NOSAI 道東で 5 年間働き、地元に戻ってきました。暑さや交通渋滞など慣れないことばかりですが頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

大石（おおいし）　祥子（しょうこ）先生

①福岡県　②鹿児島大学　③ふくおか県酪 久留米診療所
⑤家畜の診療
⑥地元である福岡で牛に関わる仕事ができることをとても嬉しく思っております。一日でも早く一人前になれるよう努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

精液や受精卵の流通管理の徹底について

福岡県農林水産部畜産課中小家畜係

和牛は関係者の長年の努力によって生み出された我が国固有の財産ですが、平成３０年に精液及び受精卵が不正に中国に持ち出される事案が発生しました。不正に持ち出した者たちは、検査を受けずに輸出したとして家畜伝染病予防法違反の容疑で逮捕されましたが、これまで家畜の精液や受精卵の輸出自体を禁止する法律がなく、日本の貴重な「遺伝資源」を守る体制が脆弱で危機的な現状が浮き彫りになりました。そのため精液等の流通管理の規制等の見直しと、和牛の遺伝資源を知的財産として保護することを目的とした制度づくりについて議論、検討が重ねられ、本年４月「家畜改良増殖法の一部を改正する法律」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が国会において成立し、10 月 1 日に施行されることとなりました。

１．家畜改良増殖法の一部を改正する法律の内容

○家畜改良の関係者の協力責務の明確化

種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師等は、国及び都道府県の施策に協力しなければならないという協力責務が規定されます。違反に対する罰則はなく、関係者が協力して我が国の家畜改良増殖の促進を図ろうという努力規定です。

○家畜人工授精用精液等の保存場所に関する規律の明確化

家畜人工授精所以外の場所で家畜人工授精用精液又は受精卵を保存してはいけないことや、家畜人工授精所等において衛生的に保存されていること、またその他の農林水産省令で定める基準に適合しない家畜人工授精用精液等の譲渡等の禁止が規律に盛り込まれます。精液や受精卵を取り扱う方は自家利用等を除き、原則家畜人工授精所の開設許可を得る必要があります。現状でも家畜人工授精所以外の場所では譲渡等を目的とする精液や受精卵の保管はできないとの運用は行われていますが、この点について法文上明確化を図ったものです。

また、これに違反して家畜人工授精用精液等を譲渡した者に対し、農林水産大臣はその譲渡した家畜人工授精用精液等の回収及び廃棄を命ずることができます。

○農林水産大臣による特定家畜人工授精用精液等の指定

高い経済的価値を有するなどの理由から、特に適正な流通を確保する必要があるものが家畜人工授精用精液等として指定されることになり、和牛の精液等が想定されています。

○特定家畜人工授精用精液等を封入する容器への表示義務

容器（ストロー）に封入された精液等と証明書との同一性の確保と、不正な取引が発生した際の取引経路の迅速な特定のために、容器に種畜の名称等を表示することが規定されます。

○特定家畜人工授精用精液等に係る譲渡等の記録及び保存

家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等の譲受け（購入・仕入れ）、譲渡し（販売・提供）、廃棄又は亡失をしたときに、その情報等を譲渡等記録簿に記載し、１０年

間保存しなければなりません。

○家畜人工授精所の運営状況についての報告義務

家畜人工授精所の開設者は、毎年、運営の状況を都道府県知事に報告しなければならないという規定が整備されます。さらに特定家畜人工授精用精液等を取り扱う家畜人工授精所については、毎月の受払数についても報告が求められます。

○特定家畜人工授精用精液等に係る農林水産大臣の是正命令・報告徴収

特定家畜人工授精用精液等に係る規制違反に対する農林水産大臣の是正命令が措置されるとともに、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師、家畜の生産者、その他関係者から必要な事項の報告を求めることができるようになります。

２．家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

この法律は、和牛を始めとする優良な家畜の遺伝資源の知的財産としての価値の保護を強化し、不正な流通を防止するため、家畜遺伝資源※に対する不正取得等の成果冒用行為を不正競争として類型化して、不正競争に対する差止請求、損害賠償などの民事上の措置や刑事罰などの措置を規定した新法です。

※「家畜遺伝資源」とは、家畜改良増殖法の特定家畜人工授精用精液等であって、家畜遺伝資源の生産事業者（和牛の精液、受精卵を生産している家畜人工授精所など）が契約によりその使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限が明示されているものをいいます。

○不正競争行為の定義

以下のような成果冒用行為が不正競争として類型化されます。

・人を欺いて家畜遺伝資源を取得する。例えば輸出目的があるのにそれを隠して相手をだまして入手する行為。

・不正の利益を得る目的で、又は遺伝資源生産事業者に損害を与える目的で、契約により明示された範囲を超えて家畜遺伝資源を使用・譲渡する。例えば国内利用限定の契約に違反して輸出をしようとするような行為。

・こうした不正行為の介在を知って、又は重大な過失により知らないで家畜遺伝資源を取得するような行為など。

○民事上の救済措置の整備

家畜遺伝資源に対する不正競争への民事的な救済措置として、差止請求、損害賠償請求、信用回復措置、民事訴訟手続きの特例規定などが規定されます。

○刑事罰による抑止

悪質性の高いもの（不正の利益を得る目的、または家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的）については、罰則が科されます。

３．最後に

家畜人工授精用精液等を取り扱われる農家の皆様におかれましては、この機会に

・譲渡し、譲受け時、利用時に精液と証明書が一致しているか

・精液証明書の譲渡・経由の欄が記載されているか

・家畜人工授精所を開設せずに精液等を譲渡していないか

など流通管理に関するご確認をお願いいたします。またご不明な点がございましたら、お近くの家畜保健衛生所にお尋ねください。

令和２年度(公社)福岡県畜産協会衛生指導部の事業計画

公益社団法人 福岡県畜産協会衛生指導部

(公社)福岡県畜産協会には、総務部、経営指導部、衛生指導部の３部があります。

今年度、衛生指導部の取り組む事業計画について、以下のとおりお知らせします。

１　福岡県消費・安全対策交付金交付事業

① 家畜伝染病等の予防接種を円滑に実施するため、毎年１月、自衛防疫推進班(市町村・JA・診療施設:29 カ所)に翌年度の予防接種計画を調査依頼するとともに、指定獣医師（43 名）と連携を図り、自衛防疫活動を推進します。

② 生産者の自衛防疫意識の向上と啓発を図るため、『福岡県家畜衛生だより』を毎年２回（9 月と３月）発行します。

③ 啓発資料として、部外者の農場入場に対し「関係者以外立入禁止」のパネル（B3 版）を作成し、各生産者に配布(1 枚/戸)します。

２　家畜伝染性疾病発生予防事業

① 畜産協会の独自事業として、牛関係 7 品目、豚関係 13 品目、鶏関係２品目のワクチンを取り扱います。

３　家畜生産農場衛生対策事業

① アカバネ病関連ワクチンの経費について、国の補助(128 円/頭)を適用し、予防接種は 12,000 頭を計画しています。

② 牛ウイルス性下痢（BVD）対策として、持続感染牛（PI 牛）の自主的とう汰(家畜評価額の 2/3 以内)及び牛呼吸器病混合ワクチン接種（220 円/頭以内）を推進します。

③ ヨーネ病対策として、患畜摘発農場における清浄化のため同居牛等の自主とう汰を支援します。（家畜評価額の 2/3 の以内）

４　安全安心な畜産物の生産支援対策事業

① ワクチン接種の経費について、県の助成：牛呼吸器病混合ワクチン 157 円/頭及び炭疽ワクチン 42 円/頭を適用。

② 指定獣医師の往診活動を助成します。（往診料 1,280 円/日、一定条件下）

５　馬飼養衛生管理特別対策事業

① 9 月に馬関係者による馬飼養衛生管理体制整備委員会を開催します。

② 10 月～11 月に県内の馬飼養施設に対し、獣医療実態調査を実施します。

③ 12 月、福岡市で日本中央競馬会等から講師を招いて、乗馬施設等を対象とした馬の講習会を開催します。

６　馬伝染性疾病防疫推進対策事業

① 馬インフルエンザワクチン接種等の推進を図るため、馬関係者による検討会を年２回開催予定(9 月、1 月)です。

② 競走馬以外の乗用馬等を対象に馬インフルエンザワクチンを年２回接種した場合、接種経費（1,850 円/頭以内、200 頭予定）及び馬鼻肺炎ワクチンを年２回接種した場合、接種経費（12,000 円以内、3 頭予定）を助成します。

７　家畜防疫・衛生指導対策事業

Ⅰ　地域自衛防疫推進事業

初動防疫が有効に機能する体制整備に向け、県主催の防疫演習を支援します。

① 10 月 14 日、築上町で県域の座学と実地演習型 HPAI 防疫疫演習が開催予定です。

② 上記以外の地域でも「高病原性鳥インフルエンザ」、「口蹄疫」等の防疫演習が開催される予定です。

Ⅱ　地域農場 HACCP 認証支援事業

農場 HACCP 認証支援体制の構築・普及等を図るため、下記の事業内容に取り組みます。

① 県、獣医師等農場 HACCP 関係者による普及推進協議会を 9 月 18 日、福岡市で開催しました。

② 農場 HACCP の構築に取り組む農家(１戸)と認証取得農家（３戸）に対し、毎月 1 回開催される農場 HACCP 推進会議で専門家による助言・指導を実施します。

８　家畜防疫互助基金支援事業

海外悪性伝染病の発生に備えて生産者と国が積み立てる互助基金事業について、周知を図り、加入を促進します。

① 対象期間は、平成 30 年度～令和 2 年度の 3 年間です。

② 対象疾病は、牛では口蹄疫、牛疫、牛肺疫、豚では口蹄疫、牛疫、CSF、ASF です。

③ 平成 30 年度から新たに事業が開始され、契約事務を行っています。

未加入の方は今からでも加入できますので、お問い合わせください。

９　牛疾病検査円滑化推進対策事業

死亡牛の円滑・適正な BSE 検査と処理を推進するため、県内で死亡した牛の所有者に対し、下記のとおり牛の輸送費と処理経費を助成します。

① 輸送経費補助：3,000 円／頭（上限）
化製処理経費補助：7,500 円／頭（上限）

② 対象牛：96 か月齢以上の死亡牛、生前起立不能であった 48 か月齢以上等

③ 計画頭数：463 頭

１０　ASF 侵入防止緊急支援事業・ふくおかの畜産競争力強化対策事業のうち家畜伝染病対策（元年度事業の繰越）

ASF の予防及びまん延防止のため、県下の養豚農場の敷地周辺にワイヤーメッシュ柵等の防護柵を整備し、野生イノシシ等が農場に侵入することを防止するため、野生動物侵入防止防護柵等の整備を５取組主体傘下の２９農場で取り組んでいます。

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等から家畜を守るために

毎月２０日は「ふくおか一斉消毒の日」

病原体の侵入、疾病のまん延を防止するには、県全体での防疫対策が重要です。

毎月２０日は、定期的な消毒に加え、県内一斉消毒に取り組みましょう！

全ての畜産関係者のご理解とご協力をお願いします。

消毒、家畜の病気に関するお問合せ

中央家畜保健衛生所	ＴＥＬ ０９２－６３３－２９２０
北部家畜保健衛生所	ＴＥＬ ０９４８－４２－０２１４
両筑家畜保健衛生所	ＴＥＬ ０９４２－３０－１０３７
筑後家畜保健衛生所	ＴＥＬ ０９４２－５３－２４０５

家畜の異状の早期発見・早期通報をお願いします。

【　福　岡　県　】

撮影場所　久留米市、うきは市

毎月 20 日はふくおか一斉消毒の日

衛生情報・ご相談は

最寄りの家畜保健衛生所へ

福岡県農林水産部 畜産課	福岡市博多区東公園 7-7	TEL092-651-1111（内線 3990）	FAX092-643-3517
中央家畜保健衛生所	福岡市東区箱崎ふ頭 4-14-5	TEL092-633-2920	FAX092-633-2851
北部家畜保健衛生所	嘉麻市大字漆生 587-8	TEL0948-42-0214	FAX0948-42-1376
両筑家畜保健衛生所	久留米市合川町 1642 番地の 1	TEL0942-30-1037～9	FAX0942-35-9198
筑後家畜保健衛生所	筑後市大字和泉 606-1	TEL0942-53-2405	FAX0942-53-2723